

第52回鍼灸マッサージ夏期大学医学講座

平成25年7月27日(土)

保険取扱の現状について

社団法人長野県はり灸マッサージ師会
長野県はり灸マッサージ協同組合

保険部長 花崎 隆治

厚生労働省より出された、鍼灸マッサージ療養費の取扱いに関する、ガイドラインともいえる文書は、保険を取り扱う上での、疑問に答えるもので、大いに利用すべきと判断します。

東洋療法推進大会 in 静岡：平成24年

地域医療における鍼灸マッサージ師の役割
療養費の今後について

保険推進委員会

<各県師会の現状より抜粋>

1. 保険者の審査において、往療の距離の計上についても、以前より厳しく審査され、問い合わせが多い。
2. 協会けんぽの返戻・不支給が、多い。
3. 厚労省のQ&Aに基づいて、国保連に交渉したら、鍼灸とマッサージの併用について、認められた。
4. 鍼灸マッサージの往療の理由と施術内容について、執ように聞かれるケースが多い。
5. 広域連が、同意書の記入について医師に文書を送っている為に、同意書をとることが、厳しくなっている。
6. 保険者からの問い合わせが、会員以外について多いという情報から、大分県師会会員以外の対応に保険者が苦慮しているようで、県師会として、保険者に協力しつつ信頼を得たい。
7. 不支給が、22年度：18件、23年度：28件と増加した。

8. 和歌山県では、後期高齢者医療広域連合より出た文書で、往療の解釈が厳しくなっている。全国的になるのでは？
9. 保険による施術の向上を高める必要がある。
10. 会員の危機感が足りない。

針灸マッサージ療養費について

1. 療養費の対象：針・灸

- ① 医師による適切な治療手段のない慢性病である。
- ② 医師による適切な治療手段がなく、慢性的な経過をたどる傾向性が認められるもの。変形性膝関節症
- ③ 神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症の6疾病は療養費の支給対象となっている。
- ④ 医療機関による先行治療でなくても、主治医に診察の上で、同意書の交付を受ければ、認められる。

2. 療養費の対象：マッサージ

- ① 一律に病名で判断せず、表れている症状により、医療的なマッサージが必要であること。
- ② 筋麻痺、関節拘縮などがあること。
- ③ マッサージ療養費は傷病名で判断するのではなく、実際に患者さんに表われている、麻痺や関節拘縮に対する施術が認められる。

筋麻痺・片麻痺といった麻痺の緩和措置としての手技、関節拘縮や筋委縮により制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促して症状改善を目的とするのが医療マッサージである。

最近、マッサージの療養費で、ガン、精神的疾患の同意書を取り、施術するも、保険者に返戻される事例があります。

保険者としては、疼痛と倦怠感での施術と判断し、不支給にしたようです。審査請求をして、患者さんの症状から、支給対象と決定された例です。一律に診断名で判断せず、患者さんにでている症状ということです。

3. どのようになったのか 療養費

柔道整復師 療養費

急性又は亜急性の外傷性の負傷に対する施術が支給対象とされていることを踏まえて、受傷初期段階の施術の充実を図ること。

打撲・捻挫の施術で、3か月を超えて、頻度の高い施術には、申請書に負傷部位ごとに、経過や回数の多い理由を記載する。

申請書に患者が署名すべき欄に、施術者が代理記入する、やむを得ない理由がある場合は、やむを得ない理由の例示とともに、

受領委任の協定に明記する。

初 検 料	1,335 円	初回のみ算定する。
初回時相談支援料	50 円	初検時に算定できる。
初回施療料	760 円	初回のみ算定できる。 紹介による施術や負傷日と初検日が離れている場合は算定できないことがある。
冷 罨 法	80 円	初検日と負傷日が同日か翌日で算定する。
再 検 料	295 円	2回目の来院で算定する。
後 療 料	505 円	2回目の来院から算定する。
温罨法料	75 円	負傷日から6日目より算定する。
電 療 料	30 円	負傷日から6日目より算定する。

マッサージ 療養費

	改正前	引上額	改正後
マッサージ	260 円	10 円	270 円
徒手矯正術	535 円	20 円	555 円
温罨法のみ	70 円	5 円	75 円
温罨法 電気光線器具	100 円	10 円	110 円

はり灸 療養費

	改正前	引上額	改正後
初検料 1術	1,405 円	105 円	1,510 円
初検料 2術	1,455 円	105 円	1,560 円
施術料 1術	1,195 円	35 円	1,230 円
施術料 2術	1,495 円	5 円	1,500 円

電療料：30 円（1、電気針 2、電気温灸器 3、電気光線器具）

往療料 2 km 迄 1,860 円 から 1,800 円 に引下げ

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●初検料 2術 1,560 円 + 施術料 2術 1,500 円 = 3,060 円 ●マッサージ 4局所 × 270 円 × 1回 = 1,080 円 <li style="padding-left: 20px;">温罨法電気光線器具 110 円 <li style="text-align: center;">1,080 円 + 110 円 = 1,190 円 |
|---|

4. 往療でよく使う 歩行困難とは

疾病や負傷のため自宅で静養している場合等、外出等が制限されている状況をいうものであり、例えば、循環器系疾患のため在宅療養中で医師の指示等により外出等が制限されている場合に認められる。したがって、単に施術所に赴くことが面倒である等の自己都合による理由は療養費支給の対象とならない。

また、全盲の患者や認知症の患者等、歩行は可能であっても、患者自身での行動が著しく制限されるような場合は、保険者等において通所できない状況等を個々に判断してください。

<申請書事例 1>

頸腕症候群・五十肩で針灸での往療は可能か。医師に往療の確認はとっている。協会けんぽ長野支部で、返戻される。

50代の患者で、小児麻痺であるが、車を運転して、会社に通勤しています。

医師に往療の理由を同意書に記載してもらい提出せよ。

協会けんぽ長野支部

5. 申請書の記入は、鉛筆はだめでしょうか

保険局医療課長通知によると、申請書に記載した数字等の訂正を行う時は、修正液を使用することなく、誤って記載した数字等に＝線（二重線）で抹消の上で、正しい数字等に記載すること。なお申請書の記載に当たっては、黒若しくは青色のインク又はボールペン等を使用すること。

6. マッサージと変形性徒手矯正術を併用での施術は？

●変形徒手矯正術の最大算出局所（部位）数は、何肢となるか？

左右の上肢、左右の下肢で最大4肢の算定が可能である。

●変形徒手矯正術にかかる同意書の有効期間は何日か？

初療時の有効期間は初療の日から起算して1か月であり、引き続き療養費の支給が必要な場合は新たに医師の同意書が必要となるが、この場合、前回の同意書の有効満了日からではなく、再同意日から起算して1か月となる。

7. 再同意を得るにはどのような方法があるか

再同意を得る方法について特に決まったものはないが、電話や口頭による確認でも差し支えないこととしている。

8. 針灸とマッサージの同意書は有効か？

同一病名または症例でなく、それぞれ施術を行った場合はそれぞれ要件を満たせば算定可能である。

9. 整形外科医以外の医師の同意書は有効か

また、歯科医師の同意書は有効か

「同意を求める医師は、原則として当該疾病にかかる主治の医師とすること。」とされており、整形外科医に限定したものではなく、現に治療を受けている医師から得ることを原則としている。なお、歯科医師の同意書は認められない。

10. 施術継続中の患者の保険者に変更があった場合、新たに同意書を再発行して貰わなければならないのか

被保険者又は変更後の保険者が同意書の写しを変更前の保険者に請求した場合には、請求を受けた変更前の保険者は速やかに交付しなければならないこととしているので、患者が保険医に同意書の再発行を依頼する必要はない。

最近では、新しい保険者になると、同意書の添付あるいは、新しく同意書をとらないと、支給を認めない、保険者があります。

11. 針灸での同意は、保険医療機関で、先に治療を受けてないとだめですか？

医師の適切な、診断を受けて、同意を受けたのなら、治療の先行が条件とは、ならない。

12. 病院の入院患者に往療はできるか？

保険医療機関に入院中の患者に対し、当該医療機関に往療した場合、患者が施術所に出向いてきた場合のいずれであっても療養費の支給はできない。

13. 「定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと」の「定期的若しくは計画的」とは、どのようなものを指すのか

「定期的若しくは計画的」とは、往療の認められる対象患者からの要請がない状況において、患家に赴いて施術を行った場合をいう。

定期的若しくは計画的に該当するか否かは、「患家の求め」の状況により判断されたい。

対象患者の求めに応じて、事前に日程調整をして、赴かなければならない場合は、算定される。

14. 同一家庭内での患者を施術した場合の往療料は？

同一家屋内で複数の患者を施術した場合の往療料は、別々に算定するのではなく、1人分の往療料のみが算定できることとしている。

勝ち残れ施術者！ 上田孝之 先生

針灸マッサージ療養費の受領委任取扱いに思う 一部参照

1、同意書の取り方についてのポイント

- ①医師も人間です。人と人のおつきあいという関係を構築する。
- ②最初の同意の依頼状を自分で書くなら、同意を得て、療養費扱いで施術が受けられれば、患者さんの負担が少しでも楽になります。患者さんの為に、ご配慮くださいと、施術者の気持ちが伝わる、文面をお願いします。
- ③厚労省よりでた、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料にある、「同意した医師は、同意したことについて、何も責任追及されない」、「同意による不利益は全くない」ことをわかって頂くこと。
- ④6疾病であれば、あらかじめ医科の治療を受けなくていい「先行医療の義務付けの廃止」で、診察日に同意書を発行しても何の問題もないことを医師にわかってもらうこと。
- ⑤国の通知通達を理解した上で、あくまで患者さんに代わってお願いすることです。
- ⑥初療から、3か月を経過した、再同意では、医師による診察は義務付けられていない。患者さんでも、施術者どちらでも、再同意をお願いできること。
- ⑦きちっと同意書について説明を医師にできること。

15. 投薬がなされていることを理由に、針灸療養費の返戻あり

病院などで、療養の給付を受けている、同一疾病・症状の針灸施術は、医科との併給とみなされ、返戻される。

厚労省の通知によると、単に診察・検査を受けたこと、針灸マッサージを保険で受けるための療養費、同意書交付料の3点については、問題ないとされている。

<返戻の事例>

1. 薬剤の処方に係る投薬の事実

薬の交付期間を医科との併給とする。⇔ 保険者

2. 創傷に対する処置

創傷処置が、針灸施術日まで、効能がありますので医科との併給となります。⇔ 保険者

針灸の施術の日まで、処置の効能があるか、立証できなければ医科との併給とは言えない。⇔ 反論

3. リハビリの実績

リハビリの効果が、針灸施術日まで、認められ、医科との併給とみなす。⇔ 保険者

リハビリは機能訓練を目的とし、針灸は、治療を目的とし、本来は別物であることを主張する。

リハビリの日と、施術日が同日だと認められないケースが多い。

協会けんぽ大阪支部 針灸療養費 大量返戻！

1. ロキソニンなど消炎鎮痛薬を医科で投薬された場合、全く別の疾病への針灸施術にもかかわらず、効能効果がここまであるという理由で返戻される。

- ① ロキソニンは、頭痛・生理痛・関節痛などの鎮痛の効能は、期待できる。
- ② 医師は、針灸6疾病に対して、処法していない。
- ③ 患者の症状から、同一又は類似の病名であり、医科との併給とする考えのようである。
- ④ 医師の診断と病名に対する、処法を無視した形になる。
- ⑤ 医師が治療しなくても、なんらかの投薬があれば、医科との併用となるのか。

2. 同意した医師のレセプトに、針灸傷病名がないことに対し不備だと返戻する。

① 先行医療の廃止 平成16年10月1日

② 治療実績がなければ、医科レセプトに針灸傷病名を記載する必要はない。

3. 過去に針灸療養費を支給されているにもかかわらず、初検料請求を不当として返戻する。

① けんぽ側は、針灸療養費は慢性病という前提で、施術を一時中断し、その後に継続したと主張する。

対応策：同意書の発病年月日を不詳とせず、最近になり再発したものとわかるように、年月日を記入してもらうこと。

再発であると明記することで、反論できる。

4. 同意医師に、1年も診察がなくて、再同意を続けるのは、いかななものかと、協会けんぽが、医師に照会する。

① 厚労省保険局医療課は口頭同意を認めている。

② 医師による適当な治療手段のない6疾病なら問題ないこと。

③ 患者に与えた医師の同意書は、治癒するまで、有効であって、期限はなく、6疾病だと診断した事実をあきらかにすればよく、同意を与えた理由や経過は必要ない。

厚労省との受領委任契約・協定が結ばれたことで、受領委任払いが柔道整復師は認められている。

針灸マッサージ師は、厚労省と受領委任契約・協定はない。

民法上の受領委任行為として、保険者が認めているところでは、針灸マッサージ師の受領委任払いが可能になっている。

およそ300近い保険者が、償還払いで、あること。それは、保険者全体の1割といわれています。

患者さんの問診をしっかりとやっていないと、医科との併給だの、ややこしいことになり、返戻されるかもしれません。

16. 支給済みの、療養費の往療分を、協会けんぽで、支給決定を誤ったとして、3年分さかのぼって、返納してください

- ① 当然、直線距離で計測している。
- ② 受領委任契約のない、針灸マッサージ師の療養費に関する、返納をもとめるなら、被保険者にもとめるべきである。
返納を施術者にもとめるのはおかしい！

今回のあはき療養費取扱いに関する疑義解釈資料 Q&A を参照にここまで、話してきました。施術の技(わざ)があるように、保険取扱の技(わざ)を私自身が、学ぶ機会となりました。

～ 東洋医学川柳 ～

針を打つ 指の視力は 2.0

23 年度最優秀作品

大人げない 上司に効くかも 小児針

24 年度最優秀作品

